

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	小児病院医療機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と ウクライナ政府との間の交換公 文	小児病院医療機材整備計画を実施する ために必要な 1. 機材及びその生産物の輸送に必要な 役務の供与 2. 上記1.の機材の操作指導に必要な 役務の供与 3. 上記1.の機材の輸送に必要な役務 の供与	485,000千円 H21.2.11まで	H20.2.12 キエフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在ウクラ イナ大使 ウクライナ側 ボフダン・ ダニリシン経済大臣	H20.2.26 134号
ウクライナ	ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・ バレエ劇場照明機材整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とウクライナ政府との間 の交換公文	ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・ バレエ劇場照明機材整備計画を実施 するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務 の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務 の供与	46,100千円 H21.3.31まで	H20.8.6 キエフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在ウクラ イナ大使 ウクライナ側 ボフダン・ ダニリシン経済大臣	H20.8.19 476号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。